

山武市空家等除却事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 26 日

山武市長 松 下 浩 明

山武市告示第 93 号

山武市空家等除却事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山武市空家等対策計画に基づき、居住環境の整備改善を推進するため、市内の空家等を除却し、その跡地を地域の活性化に資するために活用する事業又は公共的に活用する事業及び特定空家等を除却する事業に対し、山武市空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成 18 年山武市規則第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する空家等をいう。ただし、法第 22 条第 3 項の規定による命令を受けた特定空家等は除く。
- (3) 建物 空家等のうち、不動産登記簿（建物）に登録され、又は家屋課税台帳に登録されているものをいう。
- (4) 除却 空家等の敷地内に存する建物、門扉、塀、立木等の敷地内の全ての工作物等を撤去し、更地にすることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（法人の場合は、国、地方公共団体その他これらに準ずる団体を除く。以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家等又は特定空家等の建物又は敷地の所有者（相続人を含む。以下同じ。）であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 空家等の建物に関し、国、県又は市の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に係る者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であつて、空家等又は特定空家等の建物及び敷地の所有者全てに当該事業の実施について同意を得ているものとする。

- (1) 空家等を除却し、特段の事情がない限り、除却後1年以内に跡地を次に掲げる用途のいずれかに1年以上活用する事業
 - ア 地域の活性化に資する用途
 - イ 公共的用途
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長が必要と認める用途
- (2) 特定空家等を除却する事業

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業のうち建物の撤去に要する費用（以下「補助対象経費」という。）の額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の工事に着手する前に山武市空家等除却事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空家等又は特定空家等の位置を表示した地図
- (2) 補助対象経費の見積書（内訳の明細がわかるものに限る。）の写し
- (3) 補助対象事業を行う事業者（以下「施工者」という。）の建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の規定による登録を受けた通知の写し

- (4) 空家等又は特定空家等の現況の写真
 - (5) 事業計画書（別記第2号様式）
 - (6) 除却後の跡地を1年以上貸与する場合は、貸与及び活用に関する契約書の写し
 - (7) 相続人が申請する場合は、建物及び敷地の所有者と相続人の相続関係がわかる書類
 - (8) 建物及び敷地の全ての所有者の同意書（申請者がその全ての所有者でない場合）
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、山武市空家等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 空家等の除却に伴い発生した資材については、申請者の責任において適法かつ適正に処分すること。
- (2) 補助対象事業の要件を遵守すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（変更等の申請）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条の規定による申請について、当該申請の内容を変更し、又は中止するときは、あらかじめ山武市空家等除却事業補助金変更（中止）申請書（別記第4号様式）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して変更又は中止の可否を決定し、山武市空家等除却事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者又は施工者に対し、工事の進捗状況等について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、補助対象事業のうち空家等又は特定空家等の除却が完了したと

きは、山武市空家等除却事業補助金実績報告書（別記第 6 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 除却工事の工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し
- (3) 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 除却工事に伴い発生した廃棄物の処理に関する処分報告書
- (5) 除却工事が建設リサイクル法に規定する解体工事である場合は、同法の規定による届出を行ったことを証する書類の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による報告は、空家等の除却工事が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は第 7 条の規定による交付の決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までにしなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、相当と認める場合は、補助金の額を確定し、山武市空家等除却事業補助金確定通知書（別記第 7 号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付の請求）

第 13 条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、山武市空家等除却事業補助金交付請求書（別記第 8 号様式）により補助金の交付を市長に請求することができる。

（管理活用報告）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、除却後の跡地を補助対象事業に活用することを目的として 1 年以上貸与するときは、空家等の除却が完了した年度の翌年度から起算して 1 年間、当該貸与を受ける者に対し、適切な管理及び活用並びにその報告を求め、毎年度当初に山武市空家等除却事業補助金管理活用報告書（別記第 9 号様式）により、市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 15 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の取消し又は既に交付した補助金の返還の必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、交付決定者に対し、山武市空家等除却事業補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、山武市空家等除却事業補助金返還命令書（別記第11号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告及び調査）

第17条 市長は、補助金を交付した日から10年間、補助金の交付を受けた者に対し、当該事業に関する必要な事項について報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別 記

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

山武市空家等除却事業補助金交付申請書

山武市空家等除却事業補助金の交付を受けたいので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

空家等の所在地	山武市
空家等の所有者	
空家等の区分	☐ 一戸建て住宅（ ☐ 専用住宅・ ☐ 併用住宅） ☐ 長屋 ☐ その他（ ）
申請者の空家の所有者との続柄	☐ 本人 ☐ 相続人 ☐ 敷地の所有者 ☐ その他（ ）
補助対象経費	円（税込）
補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）
確認同意欄 山武市空家等除却事業補助金の交付の申請にあたり、以下の事項について同意します。 年 月 日 氏名 （署名又は記名押印） (1) 市が、住民基本台帳の情報、市税の納税状況、課税台帳の情報その他の交付要件の確認に当たり必要となる情報について、その保有する公簿等により確認すること。 (2) 除却後の跡地について、地域の活性化に資する用途又は公共的用途等での利用の必要性等を十分に理解し、除却後 1 年以内に、1 年以上その用途に活用すること。（特定空家等を除却する事業は除く。） (3) 除却後の跡地について、利用用途及び利用可能期間等を周知するために看板への掲示や市ホームページ等で公開すること。（特定空家等を除却する事業は除く。）	

添付書類

- ☐ 空家等又は特定空家等の位置を表示した地図
- ☐ 補助対象経費の見積書（内訳の明細がわかるものに限る。）の写し
- ☐ 施工者の建設業法第3条第1項の規定による許可証の写し又は建設リサイクル法第21条第1項の規定による登録を受けた通知の写し
- ☐ 空家等又は特定空家等の現況の写真
- ☐ 事業計画書（第2号様式）
- ☐ 除却後の跡地を1年以上貸与する場合は、貸与及び活用に関する契約書の写し
- ☐ 相続人が申請する場合は、建物及び敷地の所有者と相続人の相続関係がわかる書類
- ☐ 建物及び敷地の全ての所有者の同意書（申請者がその全ての所有者でない場合）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

事業内容	事業名	
	実施内容	
	期待される事業の効果（どのように地域の活性化につながるか）	
着手及び完了予定時期		年 月 日 ～ 年 月 日
施工者	所在地 名称 代表者氏名 電話番号	
除却工事の内容 (具体的に記載してください)		
備 考		

第3号様式（第7条関係）

第 年 月 号
日

様

山武市長



山武市空家等除却事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市空家等除却事業補助金について、下記のとおり交付（不交付）を決定したので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 空家等の所在地 山武市

2 交付決定額 円

3 交付の条件

（不交付決定の理由）

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山武市空家等除却事業補助金変更（中止）申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市空家等
除却事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、山武市空家等除
却事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更又は中止の別	☐ 変更 ☐ 中止	
空家の所在地	山武市	
補助対象経費 （税込）	変更前	変更後
	円	円
補助金交付申請額	円	円
変更の内容 （中止の理由）		
添付書類		

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

山武市長



山武市空家等除却事業補助金変更（中止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった山武市空家等除却事業補助金の変更（中止）について、下記のとおり決定したので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

記

1 決定区分 承認（不承認）

2 変更（中止）の内容

3 交付決定額
変更前 円
変更後 円

4 交付の条件（不承認の理由）

第 6 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山武市空家等除却事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市空家等除却事業が完了したので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 工事完了年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 除却工事の工事請負契約書の写し
 - (2) 補助対象経費に係る請求書及び領収書の写し
 - (3) 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
 - (4) 除却工事に伴い発生した廃棄物の処理に関する処分報告書の写し
 - (5) 除却工事が建設リサイクル法に規定する解体工事である場合は、同法の規定による届出を行ったことを証する書類の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

第 7 号様式（第 12 条関係）

第 年 月 号
日

様

山武市長



山武市空家等除却事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった山武市空家等除却事業補助金について、下記のとおり額を確定したので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

記

補助金交付確定額

円

第 8 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号 ⑩

山武市空家等除却事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった山武市空家等除却事業補助金の交付について、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 13 条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名・支店名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
（フリガナ） 口座名義人	

第 9 号様式（第 14 条関係）

年 月 日

（宛先）山武市長

住 所
氏 名
電話番号

山武市空家等除却事業補助金管理活用報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山武市空家等除却事業の跡地について、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、年度の管理活用状況を下記のとおり報告します。

記

管理活用者	団体名	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	担当者連絡先	
管理活用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
用途		
管理活用状況		

第 10 号様式（第 15 条関係）

第 年 月 日 号

様

山武市長



山武市空家等除却事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした山武市空家等除却事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消したので、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 取り消した額 円
- 2 取消理由

第 11 号様式（第 16 条関係）

第 年 月 日 号

様

山武市長



山武市空家等除却事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消した山武市空家等除却事業補助金について、山武市空家等除却事業補助金交付要綱第 16 条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還を要する理由